旅券（パスポート）申請のごあんない

＊電子申請の方法等はＰ２をご覧ください。

島　根　県
令和７年７月

旅券（パスポート）は、日本国政府が外国政府に対し、あなたの国籍を証明し、安全な旅行ができるよう保護と援助を要請する公文書です。

申請書類に虚偽記載をすると旅券法の規定により処罰されることがあります。適正に申請してください。

●島根県で申請できるのは、日本国籍を有し、島根県内に住所（又は居所）のある方です。

・日本国籍を有す方には外国籍との重国籍の方も含まれます。
・自己志望により外国籍を取得したときや重国籍者が外国籍を選択（又は日本国籍を離脱）したときは、戸籍が除籍されていなくても日本国籍を失っているとされます。ご自分が日本国籍を確実に有しているか不明なときは、申請前に法務局へお問い合わせください。

●申請の手続き、旅券の受け取りとも同じ窓口へお越しください。

・Ｐ６「旅券手続きの県内窓口」で該当の窓口をご確認ください。
・土曜、日曜、祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）は申請受付業務を行いません。
・窓口により業務開始、終了時刻が異なります。
・申請から受け取りまでの日数は、土曜、日曜、祝日、年末年始期間を除き、パスポートセンターでは８日、その他の窓口では１１日程度です。

申請に必要な書類等

１．一般旅券発給申請書・・・・・１通

・有効期間が「１０年」又は「５年」の申請書があります。未成年（18歳未満）の方は５年のものに限られます。
・上記のほかに、お持ちの有効旅券に記載された氏名、本籍等が変更になった方で、有効期限は変えずに氏名や本籍等の変更事項だけを新たにする「残存有効期間同一旅券」の申請書があります。

※申請書は、外務省ホームページからダウンロードすることもできます。

２．戸籍謄本・・・・・・・・・・・・・・・１通　＊謄本をご用意ください。

抄本で受け付けることはできません。

・申請書提出の日前６か月以内に発行されたもので、記載事項が最新であるものが必要です。
・前回の旅券に記載された氏名、本籍都道府県名が現在と異なる方は、変更経緯が分かる戸籍書類を提出してください。
・同一戸籍内にある２人以上の方が同時に申請される場合は、謄本１通で申請を受け付けます。
・有効な旅券をお持ちの方で、氏名、本籍都道府県名に変更が生じていない方が申請（切替新規）するときは戸籍謄本の提出を省略できます。ただし、未成年者の切替新規申請で、親権者等法定代理人の確認ができないときは提出を求めます。

３．写　　真・・・・・・・・・・・・・・・１枚

・申請者本人のみが正面を向き撮影されたもの
・提出の日前６ヶ月以内に撮影されたもの
・縁なしで、下図の規格を満たしたもの
（顔の寸法は頭頂から顎まで）
・無帽であるもの
・背景（影を含む）がないもの

・規格を満たした鮮明な写真をご用意ください。
・規格に合わない等不適当な写真では、入国に支障が生ずる可能性があるため、撮り直しをおすすめしています。
・背景には、グラデーションのない淡い色をお選びください。
・より確実な本人確認のため、メガネをはずした顔写真が推奨されています。

（単位：mm）

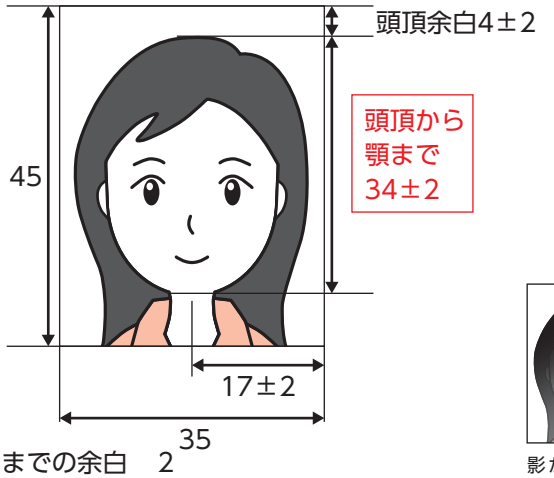

耳までの余白　2

＊写真は申請書に貼らずにお持ちください。

【不適当な写真の例】

●衣服などにより顎など顔の一部が隠れている
●広いヘアバンド等の装飾品により頭部が隠れている
●サングラスやカラーコンタクトレンズを着用している
●乳児の写真に親の体の一部が写りこんでいる
●背景色と髪や衣服が同系色で、境界が不鮮明
●平常の顔貌と著しく異なる（口角が上がるなど）
●汚れやキズがある。画質が粗い（劣る）

影があるもの

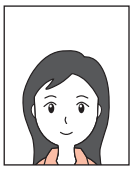
規格の寸法を満たしていないもの

前髪が目にかかっているもの

照明が眼鏡レンズに反射したもの

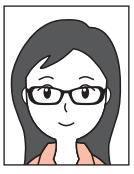
眼鏡のフレームが目にかかっているもの

4．本人確認書類（申請者が本人に間違いないことを確認するための書類）

申請書の記載内容と一致する有効な原本を提示してください（コピーは不可）。

1点の提示でよい書類
日本国旅券（有効期間満了後概ね6か月以内で、氏名及び写真で本人確認できるものも可）、運転免許証（我が国で発行された国際運転免許証、仮運転免許証を含む）、個人番号カード（マイナンバーカード）、写真付き住民基本台帳カード、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）、身体障害者手帳（写真貼替防止がされているもの）、官公庁発行の身分証明書（写真貼付）、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証（都道府県公安委員会発行の猟銃の射撃教習に係るもの）、警備業法に基づく合格証（都道府県公安委員会発行の警備員検定の合格証）

2点提示が必要な書類（例）

1点の提示でよい書類をお持ちでない方は、次の組合せで2点を提示してください。
〔A欄から1点＋B欄から1点〕又は〔A欄から2点〕　＊B欄のみから2点の組合せは不可

A	資格確認書（健康保険、国民健康保険、船員保険、共済組合、後期高齢者医療）、介護保険証、年金手帳、年金もしくは恩給の証書、印鑑登録証明書（6か月以内に作成されたもの）及び実印（住民票（写）により同一世帯の家族であることが立証できれば世帯主のものでも可）、 福祉医療費受給者証、乳幼児医療費受給者証、基礎年金番号通知書、在学証明書、納税証明書、所得証明書、母子健康手帳（未就学児の確認に限る）など
B	「学生証」、「会社の身分証明書」、「公の機関が発行した資格証明書」で写真が貼られているもの 療育手帳、精神保健福祉手帳、日本国旅券（有効期間満了後6か月超で、氏名及び写真で申請者と分かるもの）、住所違いの運転免許証　など

・申請者本人を確認する書類が何もないときは、窓口にお問い合わせください。

5．現在お持ちの有効な旅券

有効期間が残っている旅券をお持ちの方は、その旅券を「提示」してください。
提示されないと申請の受け付けはできません。

＊提示された旅券は、新旅券を受け取る際に返納してください。なお、その旅券は還付することができますので、ご希望があれば、お申し出ください。

＊有効な旅券をなくされた方は、P6「●有効な旅券をなくした方」の手続きをご覧ください。

6．住民票（写）

以下①～③のいずれかに該当する方は提出してください。
①「居所申請」をされる方
②住民異動届の提出直後等で、住基ネットに本人確認情報が反映されていない方
③住基端末を利用した住所確認を了承されない方

・ご用意いただく住民票（写）は、申請書提出の日前6か月以内に作成されたもので、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものです。

・同一世帯内にある2人以上の方が同時に申請される場合は、申請者全員が記載された住民票（写）1通で申請を受け付けます。

＊住民票（写）とは、市町村役場等で交付を受けられた書類そのもので、それをコピーしたものではありません。

＊「居所申請」については、P5「●居所での申請」をご覧ください。

電子申請のごあんない

電子申請では、原則、新旅券を受け取る際だけ窓口にお越しいただきます。受取場所はご住所市町村の窓口です。（松江市又は雲南市の方は、パスポートセンター若しくは東部県民センター雲南事務所）

以下の電子申請が可能です。詳細な申請方法は、県のホームページ等でご確認ください。

(1)新しくパスポートを申請する。
(2)有効なパスポートをお持ちの方で、更新の申請をする。（原則、有効期間が1年未満の方）
(3)有効なパスポートをお持ちの方で、氏名や本籍等の変更に伴い申請する。
(4)紛失や盗難を届け出る。

原則、島根県内に住民登録されている方が対象ですが、単身赴任・通学等に伴い住民登録地が異なる方は居所申請を行うことができます。

一般旅券発給申請書記入例

・黒（推奨）または濃い青のボールペンで、太枠内の所定欄をはみ出さないように記入してください。
・申請書は機械で読み取りますので折り曲げたり汚したりしないでください。
●「所持人自署」欄に書き間違い、二度書き、文字のカスレ、汚れなどがある場合は新しい申請書に書き直していただきます。
・その他の記入誤りは二重線で消し訂正してください。
　　の箇所は申請者本人が記入してください。

（表面）

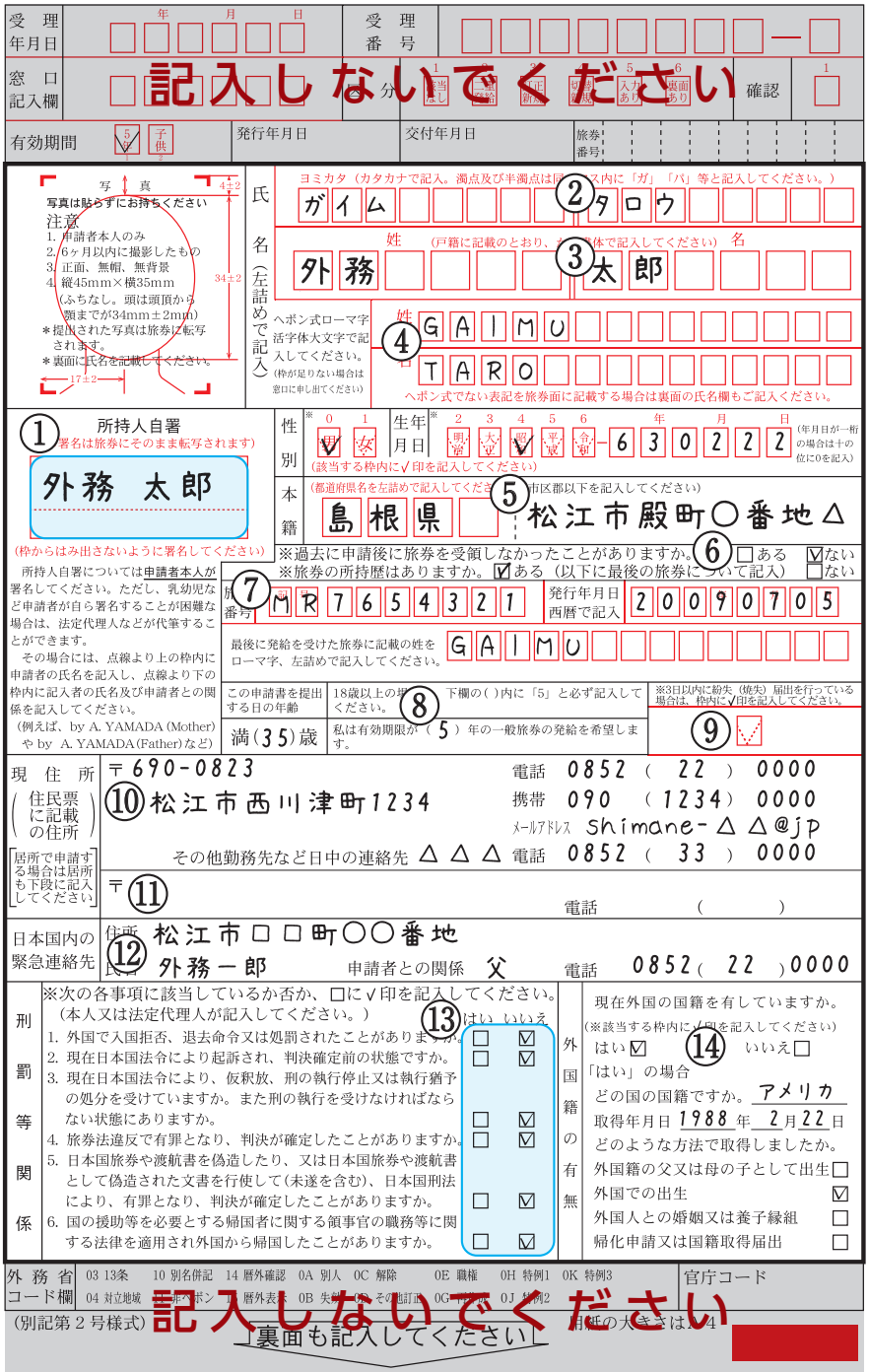

①所持人自署（枠からはみ出ないよう書いてください。）

・この署名（平仮名やローマ字でも可）が旅券に転写されます。
　外国でのサインとして、繰り返し同様に書けること、日常使用している署名との同一性が重要です。
・申請者が小学生未満で署名が困難な場合は法定代理人（親権者・後見人）が代理記名してください。
・身体の障がい等で署名が困難な場合は窓口にご相談ください。

代理記名の記入例（点線から下は記名者名と申請者との関係）
乳幼児「外務花子」の署名を母の「ゆり」が記入

外務花子	外務花子
外務ゆり（母）代筆	by Y.Gaimu(mother)

②氏名のヨミカタ（濁点は同一マス内に記入してください。）
③戸籍氏名（戸籍どおりにかい書体で正確に記入してください。）
④ローマ字氏名（ヘボン式で大文字活字体で記入してください。）
※姓の表記は家族で統一してください。
※一度選択した表記は、原則、変更できません。
⑤本籍（戸籍どおりに番地まで正確に記入してください。）
⑥過去に、申請した旅券を受け取らなかったことがあれば「ある」に✓を、また、一度でも旅券を所持したことがあれば「ある」に✓をしてください。
⑦最後に発給を受けた旅券について記入してください。旅券番号と発行年月日がわからなかったら、空欄のままでかまいません。
⑧成人の方が５年用を選択されたときは（　）内に「５」と記入してください。10年用申請書にこの欄はありません。
⑨申請日前３日以内に紛（焼）失届出を行っている場合に✓をしてください。

⑩住民登録どおりに番地まで記入してください。勤務先等があれば、「日中の連絡先」欄に名称、電話番号を記入してください。
⑪居所申請する方は、居所の所在地を記入してください。
⑫渡航中、国内で確実に連絡がとれる方（親族のほか、友人や勤務先でも可）を記入してください。
⑬刑罰等関係（よく読んで✓をしてください。）
「はい」に✓が入る方は、事前に窓口へ手続き（必要書類）をお問い合わせください。
⑭外国籍の有無（該当する☐に✓をしてください。）
「はい」に✓が入る方は、その場合の質問にもお答えください。

注意　ヘボン式ローマ字では下のように書きます。

し SHI	ふ・ふう FU	しゅ・しゅう SHU	ちゅ・ちゅう CHU	じゅ・じゅう JU
ち CHI	じ・ぢ JI	しょ・しょう SHO	ちょ・ちょう CHO	じょ・じょう JO
つ TSU	しゃ SHA	ちゃ CHA	じゃ JA	りょ・りょう RYO

撥音：B･P･Mの前にNの代わりにMをおく
（例）なんば　NAMBA

長音：OO、OU、UU、OH　などは表記しない
（例）おおた　OTA　ゆうこ　YUKO　ようこ　YOKO

促音：子音を重ねる
（例）はっとり　HATTORI

（裏面）

出発予定⑮令和 ○年 △ 月 △ 日　※主要渡航先での滞在期間 ⑯ ☑3ヶ月未満 □3ヶ月以上

※ 次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□に√印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。
① □ 表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合　② □ 旅券の二重発給を受けようとする場合

渡航目的（具体的に）
②の場合は、二重発給が必要な理由も記入

該当する方のみ記入してください

今回の渡航先（渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください）
国名　　コード

旅券面の氏名表記（申請書表面のヘボン式と異なる氏名表記を希望する場合、以下の氏名表記欄にローマ字活字体大文字で記入してください（姓と名のどちらか一方の場合もあります）。また、別名併記を希望する場合、戸籍上の氏名に続けて、前後を括弧で囲んで、括弧の中に別名を記入してください。）（別名併記の記入例：GAIMU（TANAKA））

⑰ (姓)　最大３１字まで（別名を含む）
(名)　最大３１字まで（別名を含む）

ヘボン式表記の方は記入不要です。
ヘボン式以外の表記を特に必要とする事情のある方のみ記入してください。

注：旅券面への表記可能な字数は姓・名・スペース合わせて３７文字（別名併記を除く）までです。
記号（、・～など）や、数字（ⅡⅢなど）等は記入できません。但し、別名併記の（　）は記入可。

外務大臣殿
在　大使　総領事　殿

令和 ○年 ○月 ○日

申請書を提出する日を記入

（過去５年以内に申請した前回旅券を受け取らず、その旅券が失効した場合は、通常より高い手数料を徴収します。）

法定代理人（親権者、後見人など）署名

⑱

（申請者が未成年の場合は親権者や未成年後見人等の法定代理人署名が、申請者が成年で成年後見人が選任されている場合には成年後見人の法定代理人署名が必要です。署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かい書体で行ってください（署名が困難な場合を除く）。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合は、押印が必要です。）

本人確認欄
（１点でよい書類）
□ 日本国旅券
□ 運転免許証
□ 個人番号カード
□ 船員手帳
□ 海技免状
□ 猟銃等所持許可証
□ 戦傷病者手帳
□ 宅建取引士証
□ 電気工事士免状
□ 無線従事者免許証
□ 官公庁職員身分証明書
□ 身体障害者手帳
（偽造防止、写真付き）

（２点必要な書類）
□ 健康保険証
□ 国民健康保険証
□ 船員保険証
□ 共済組合員証
□ 年金証書等
□ 介護保険証
□ 印鑑登録証明書及び実印
□ 後期高齢者医療被保険者証
□ その他写真付きの身分証明書
（学生証、社員証、公的な資格証明書など）
□ 帰国者

官公庁記載欄
□ 本人　□ 代理
非ヘボン　姓　名　別名併記　長音表記
疎明資料名（　　）
理　由（　　）

記入しないでください

⑲申請書類等提出委任申出書

委任した日を記入

（申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です）

申請者記入
私は旅券法第３条第６項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し出ます。
令和　年　月　日
引受人氏名　　申請者との関係
引受人住所

引受人記入
私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの（又は適正な記名）であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去５年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。
令和　年　月　日　　連絡先電話番号（　　）
生年月日　明治・大正・昭和・平成・令和　年　月　日

引き受けた日を記入

注意事項
1. 申請…などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示（出）してください。
2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

（別記第４号様式）

⑮具体的な日程が決まっていない場合には「未定」と記入してください。

⑯該当する□に✓印をつけてください。

⑰ヘボン式以外の氏名表記（別名、旧姓の併記を含む）の場合に記入してください。ご不明な点は窓口にお問い合わせください。

⑱申請者が未成年者又は成年被後見人の場合は、法定代理人（親権者又は後見人）の署名が必要です。戸籍どおりにかい書体での署名が原則です。
※法定代理人が遠隔地に在住し、申請書に直接署名できない場合には、別様式の「同意書」に署名し提出してください。（「同意書」は、島根県のHPよりダウンロードできます。）

⑲申請書類の提出を法定代理人以外の方に委任される場合に申請者、引受人それぞれが記入して下さい。
※居所申請、紛失に伴う申請、刑罰等に該当（⑬で「はい」に✓）の場合は申請者ご本人がお越しください。
※未成年者の申請を法定代理人が行うときは記入不要です。

点線より上の欄は申請者本人が、
下の欄は引受人が記入してください。

紙の申請書による申請手続き全般のごあんない

●氏名のヨミカタ、表記の仕方、旅券に記載される氏名など
・旅券に記載されるローマ字氏名は、ヘボン式が原則です。申請書表面〔記入例の④〕には、ヘボン式ローマ字で記入してください。
・姓のローマ字表記は、家族（夫婦、親子）間で統一してください。
・氏名のヨミカタがその人でないと分からない方には、そのヨミカタを示した公的書類（健康保険証など）の提示を求めることがあります。
・旅券に記載するローマ字氏名を①ヘボン式ではない表記にする、②外国との関わりがあり「別名」を併記する、③「旧姓」を併記する、などが認められる場合があります。戸籍謄本を提出のうえ、ご希望の表記（綴り）が確認できる公的書類（出生証明書など）を提示してください。（提出を求めることもあります。）
希望の綴りは、申請書裏面「旅券面の氏名表記」〔記入例の⑰〕にお書きください。
＊旅券に記載されたローマ字氏名の表記は、戸籍氏名に変更が生じた場合を除き、原則、変更できません。

●年齢（申請書に記入する年齢は申請日時点の満年齢です。）
・旅券の申請では、誕生日の前日に１歳繰り上がりますのでご注意ください。
例：３月３日に１２回目の誕生日を迎える人は、前日の３月２日の申請から１２歳となります。

●有効な旅券をお持ちの方（申請する際、お持ちの旅券を提示してください。）
・氏名や本籍都道府県名に変更がなく、残りの有効期間が１年未満であれば新たな旅券を申請できます。なお、残っていた有効期間は切り捨てとなります。〔切替新規〕
・査証欄の余白がなくなった方は、有効期間１０年（又は５年）の新しい旅券を申請する〔切替新規〕か、有効期限をお持ちの旅券と同じとする新旅券〔残存有効期間同一旅券〕を申請することができます。
・氏名や本籍都道府県名に変更が生じた方は次のいずれかが選択できます。
①有効期間１０年（又は５年）の新しい旅券を申請する。〔訂正新規〕
②有効期限をお持ちの旅券と同じとする新旅券〔残存有効期間同一旅券〕を申請する。
なお、①の訂正新規を選択されると、残っていた有効期間は切り捨てとなります。
①、②のどちらの場合も氏名や本籍都道府県名の変更経緯が分かる戸籍書類を提出してください。
・新しい旅券に以前の旅券番号は引き継がれません。（旅券番号は、発給を受けるたびに変わります。）
＊有効期間内の旅券を損傷した方は窓口にお問い合わせください。

●代理人による申請や申請書類の提出（申請者と代理人両方の本人確認書類を提示してください。）
・法定代理人の方が、申請者に代わって申請することを「代理申請」といいます。
・法定代理人ではない方が申請者に代わって申請書類を提出することを「代理提出」といいます。
代理提出では、申請書裏面「申請書類等提出委任申出書」〔記入例の⑲〕の申請者記入欄、引受人記入欄にそれぞれが記入してください。

●法定代理人署名
・法定代理人とは、未成年（18 歳未満）にあっては親権者又は未成年後見人、成年被後見人にあっては成年後見人です。
・申請日時点で、未成年又は成年被後見人の方は、申請書裏面の所定欄〔記入例の⑱〕に法定代理人の同意署名が必要です。
申請書に直接署名できないときは、別様式の「旅券申請同意書」を使うこともできます。
＊旅券申請同意書は、島根県ホームページ〔パスポート／パスポートの取得／旅券（パスポート）／申請にあたっての注意事項〕からダウンロードすることもできます。

●未成年者の申請（親権者等法定代理人の同意署名が必要です。）
・年齢にかかわらず本人を確認する書類を提示してください。
申請者が中学生以下で申請時に本人確認書類を提示できない場合、法定代理人が同行又は代理申請するときは、法定代理人の本人確認書類で受け付けますが、旅券受領時に申請者の本人確認書類を提示してください。
・親権者の確認のため戸籍書類を求めたり、親権者双方の同意について確認することがあります。
＊一方の親権者が、未成年の子の旅券申請に同意しない旨の書面を提出する「発給不同意」の制度があります。不同意の書面が提出されていると、一方の親権者同意だけでは旅券が発給されません。
・親権者が存在しない、あるいは音信不通である場合などの手続きは窓口にお問い合わせください。

●「居所」での申請（住民登録地ではなく、現に住んでいる市町村で行う申請）
・申請者本人が窓口にお越しください。代理人による手続きは受け付けていません。
・申請書表面〔記入例の⑪〕に居所の所在地を記入し、居所が確認できる書類（例えば、居所の賃貸借契約書、居所に届いた消印のある最新の郵便物、居所が記載された公共料金請求書など）を提示してください。
・通常の申請書類のほかに「住民票（写）」及び「居所申請申出書（窓口にあります）」を提出してください。

●「刑罰等」に該当する方（該当する方は、旅券発給の可否決定まで１か月から２か月かかります。）
・申請書表面の「刑罰等関係」〔記入例の⑬〕で「はい」にチェックが入る方は、提出する書類を整えていただく必要があります。予め窓口にお問い合わせください。
・窓口にはご本人がお越しください。代理人による手続きは受け付けていません。

●有効な旅券をなくした方

・有効な旅券をなくされたら、それを立証する書類を添え「紛失一般旅券等届出書」を提出してください。
この届出により、その旅券は失効しますので、届出後に発見してもその旅券では渡航できません。
＊なくしたことを立証する書類
紛失又は盗難の場合：警察署が発行した遺失（又は盗難）届出受理証明書。（この書類が入手困難なときは、警察署が届出を受理した番号を「紛失一般旅券等届出書」に記載してください。）
火災で焼失した場合：消防署又は市町村発行の罹災証明書。
これら立証書類の入手が困難な場合は、その旨の事情説明書を提出していただきます。なお、自宅での紛失のため遺失届の対象とならない場合は、事情説明書の提出は不要です。
・窓口にはその旅券の名義人ご本人がお越しください。
・なくした旅券に記載されていた氏名や本籍の都道府県名が現在と異なる方は、その変更経緯が分かる戸籍書類を提出してください。
・新たに旅券の発給を受けるには、申請の前（又は同時）に「紛失一般旅券等届出書」の提出が必要です。

●前回申請された旅券を受領しなかった方

・前回どこで申請されたかに関わりなく、申請者本人がお越しください。

旅券手続きの県内窓口

松江市もしくは雲南市に住所（又は居所）のある方の窓口は、次のいずれかです。			
島根県パスポートセンター	☎0852-27-8686	松江市殿町 8-3　タウンプラザしまね３Ｆ	
東部県民センター雲南事務所	☎0854-42-9505	雲南市木次町里方 531-1 雲南合同庁舎 １Ｆ	

松江市及び雲南市以外の県内に住所（又は居所）のある方は、住所地（又は居所地）の市町村が窓口です。					
浜田市	総合窓口課	☎0855-25-9400	邑南町	町民課	☎0855-95-1114
出雲市	市民課	☎0853-21-2315		瑞穂支所	☎0855-83-1121
益田市	市民課	☎0856-31-0222		羽須美支所	☎0855-87-0221
大田市	市民課	☎0854-83-8067	津和野町	税務住民課	☎0856-74-0059
安来市	市民課	☎0854-23-3092		津和野庁舎	☎0856-72-0663
江津市	市民生活課	☎0855-52-7482	吉賀町	税務住民課	☎0856-77-1113
奥出雲町	町民課	☎0854-54-2510	海士町	住民生活課	☎08514-2-1821
飯南町	住民課	☎0854-76-2213	西ノ島町	町民課	☎08514-6-0103
川本町	町民生活課	☎0855-72-0632	知夫村	村民福祉課	☎08514-8-2211
美郷町	住民課	☎0855-75-1213	隠岐の島町	町民課	☎08512-2-8560

旅券の受け取り

●必ず申請者ご本人がお越しになり、交付開始日から６ヶ月以内にお受け取りください。６ヶ月を過ぎると失効し、次の申請では発給手数料が通常よりも高くなることがあります。（下表「＊未交付失効手数料」参照）

●受け取りの際必要なもの

①旅券引換証（交付開始日や手数料の金額などを記入したもので、申請時にお渡しします。）
②発給手数料（手数料は、収入印紙と島根県収入証紙により納付していただきます。）
③返納すべき旅券があるときはその旅券、その他申請時に追加提示を求められた書類があれば、その書類

	旅券の区分			手数料の金額	内　訳
発給手数料	１０年		書面申請	１６，３００円	収入印紙１４，０００円分　島根県証紙２，３００円分
			電子申請	１５，９００円	収入印紙１４，０００円分　島根県証紙１，９００円分
	５年	１２歳以上	書面申請	１１，３００円	収入印紙　９，０００円分　島根県証紙２，３００円分
			電子申請	１０，９００円	収入印紙　９，０００円分　島根県証紙１，９００円分
		１２歳未満	書面申請	６，３００円	収入印紙　４，０００円分　島根県証紙２，３００円分
			電子申請	５，９００円	収入印紙　４，０００円分　島根県証紙１，９００円分
	残存有効期間同一旅券		書面申請	６，３００円	収入印紙　４，０００円分　島根県証紙２，３００円分
			電子申請	５，９００円	収入印紙　４，０００円分　島根県証紙１，９００円分
	＊未交付失効手数料 令和６年１２月２７日以降に申請した旅券を受領しなかったためその旅券が失効した方が、失効日から５年以内に初めて申請されたときの発給手数料は、上記の金額にそれぞれ６，０００円（収入印紙４，０００円分、島根県証紙２，０００円分）を加えた額となります。				

・年齢区分は申請の日によります。誕生日の前日に１歳繰り上がります。
・パスポートセンターでは日曜の、出雲市では第二日曜と第四土曜の受け取りができます。